

## 公益財団法人奈良県市町村振興協会ノートパソコン等機器貸出要綱

平成 27 年 6 月 2 日要綱第 2 号

改正 平成 31 年 4 月 24 日要綱第 1 号

改正 令和 元年 11 月 18 日要綱第 2 号

(目的)

**第 1 条** この要綱は、市町村職員等の情報活用能力の向上に寄与するため、公益財団法人奈良県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が保有するノートパソコン等機器（以下「パソコン等機器」という。）の市町村職員等に対する貸出について、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出対象者及び条件)

**第 2 条** パソコン等機器の貸出対象者は、奈良県市町村会館条例施行規則（奈良県市町村総合事務組合規則第 15 号。以下「規則」という。）第 5 条第 2 項に規定する者とする。

2 パソコン等機器の貸出は、奈良県市町村会館条例（奈良県市町村総合事務組合条例第 29 号。以下「会館条例」という。）第 3 条から第 11 条まで及び規則第 5 条から第 17 条までの規定に基づき、奈良県市町村会館の施設等を使用する者で、パソコン等機器の貸出を希望する者に対し行うこととする。

(パソコン等機器の種類)

**第 3 条** 貸出を行うパソコン等機器の種類及び台数は別表のとおりとする。

(使用の申請)

**第 4 条** パソコン等機器を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、ノートパソコン等機器使用許可申請書（様式第 1 号。以下「使用許可申請書」という。）に規則第 5 条に規定する奈良県市町村会館研修室等使用申請書の写しを添付のうえ、この法人の理事長（以下「理事長」という。）に申請しなければならない。

2 使用許可申請書は、使用しようとする日（連続して 2 日以上にわたって使用するときは、その初日。）の 2 箇月前（その日が規則第 3 条に規定する休館日に当たるときは、その日前において最も近い休館日でない日）から使用しようとする 10 日前まで受け付けるものとする。

(使用の許可)

**第5条** 理事長は、前条の申請を受理したときは、内容を審査し使用を許可することと決定したときは、ノートパソコン等機器使用許可書（様式第2号）を使用者に交付するものとする。

2 理事長は、前項の許可をする場合において使用上必要な条件を付することができる。

(使用許可の制限)

**第6条** 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的とする活動と認められるとき
- (2) 特定の政党又は政策を支援する活動と認められるとき
- (3) その他理事長が不適當であると認めるとき

(使用許可の取消し等)

**第7条** 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、使用を制限し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したと判断したとき又は許可条件に従わないとき
- (2) 前条各号のいずれかに該当したとき

(目的外使用等の禁止)

**第8条** 使用者は、許可を受けた使用目的以外に使用し、又は第三者に使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用料)

**第9条** パソコン等機器の使用料は、無料とする。ただし、奈良県市町村会館施設等使用料については、会館条例及び規則に基づき奈良県市町村総合事務組合へ支払うものとする。

(原状回復義務等)

**第10条** 使用者は、使用を終了したとき又は第7条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちにその使用したパソコン等機器を原状に復し、返却しなければならない。

(損害賠償責任)

**第 11 条** 理事長は、使用者が自らの責めに帰すべき事由でパソコン等機器を破損し、又は滅失したときは、使用者に対しその損害を賠償させることができる。

2 理事長は、第 7 条の規定に基づく使用許可の取消しにより、使用者に損害が生じてもそれに伴う一切の損害を補償しない。

3 理事長は、パソコン等機器の盗難、紛失やデータ漏洩等の事故により発生した損害について、その責任を負わない。

(委任)

**第 12 条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

**附 則**

この要綱は、平成 27 年 6 月 2 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

**附 則**

この要綱は、令和元年 11 月 11 日から施行する。

別表（第3条関係）

### 貸出ノートパソコン及び周辺機器の詳細

○ノートパソコン本体 33台（うち講師用1台）

機種名	東芝 dynabook Satellite B453 J
CPU	インテル Celeron プロセッサ 1005M
OS	Windows 10 Professional 32ビット
ディスプレイ	15.6型
メモリ	4GB
HDD	320GB
マウス	ELECOM 製 3ボタン光学式マウス
インストール済みソフトウェア	
Office	・ Microsoft Office Home and Business 2013 ・ Microsoft Access 2013

○その他環境

セキュリティ	Windows セキュリティ
LANセキュリティ	beat-box4
外付けハードディスク	LAN-DISK 2TB

○周辺機器

ドラム式延長コード	4台（1台に対し差込み口4個）
延長コード	14本（1台に対し差込み口4個）

※機器の状態及び貸出状況により、貸出しできない場合があります。

※現在、プリンター出力は不可となっております。

年 月 日

## ノートパソコン等機器使用許可申請書

公益財団法人奈良県市町村振興協会理事長 殿

団体名

代表者名

⑩

公益財団法人奈良県市町村振興協会ノートパソコン等機器貸出要綱第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり使用許可の申請をします。

また、使用の際は要綱及び許可条件を厳守いたします。

## 記

会議等の名称	
使用施設名	階 室
申請者団体及び 事務担当者氏名	団体名 氏名
事務担当者連絡先	郵便番号 住所 電話番号
貸出希望日時	年 月 日 AM / PM 時 分
返却希望日時	年 月 日 AM / PM 時 分
申請台数及び周辺機器	ノートパソコン本体： 台
	周辺機器：
ノートパソコン等機器の 使用目的	
遵守事項/注意事項確認欄	裏面に記載の遵守事項及び注意事項を確認し、右の□にチェックを入れてください。 <input type="checkbox"/> 確認済

#### <遵守事項>

- (1) パソコン等機器を乱雑に使用しません。
- (2) パソコン等機器を改造しません。
- (3) 使用期間中に作成したデータは必ず削除します。
- (4) 著作権に反する音楽、映像等のダウンロードを行いません。
- (5) インストール済みソフトウェアをアンインストールしません。
- (6) コンピュータウイルスに感染する恐れのあるウェブサイトの閲覧は行いません。
- (7) 万一、ウイルスに感染した場合は、ウイルス感染の報告を速やかに報告します。
- (8) 外部記憶媒体の使用については、ウイルス感染対策の為、新品のUSBメモリ、新品のCD-R又は新品のCD-RWのみの使用に限定します。
- (9) その他、パソコン等に障害が発生した場合は、速やかに報告します。

#### <注意事項>

- ・パソコン等機器は、収納キャビネットに収納されているため、ご使用の際は使用者において研修室等での準備から片付けまで行っていただきます。
- ・パソコン等機器の損傷・破損に関しては、原状回復のため、使用者側で修繕及び費用弁償をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・パソコンの紛失や盗難、データ漏洩等の事故により発生した損害について、この法人は責任を負いません。
- ・あらかじめダウンロードされていないソフトウェアのインストールは禁止します。

年 月 日

## ノートパソコン等機器使用許可書

殿

公益財団法人奈良県市町村振興協会理事長

公益財団法人奈良県市町村振興協会ノートパソコン等機器貸出要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり使用を許可します。

記

会議等の名称	
使用施設名	階 室
貸出決定台数	ノートパソコン本体： 台
	周辺機器：
貸出日時	年 月 日 AM / PM 時 分
返却期日・時間	年 月 日 AM / PM 時 分
許可条件 (第5条第2項関係)	

※このパソコン等機器は、貸出備品ですので、要綱等を遵守して大切に使用してください。

また、期日までに返却されない場合、以後の貸出は出来ませんのでご注意ください。

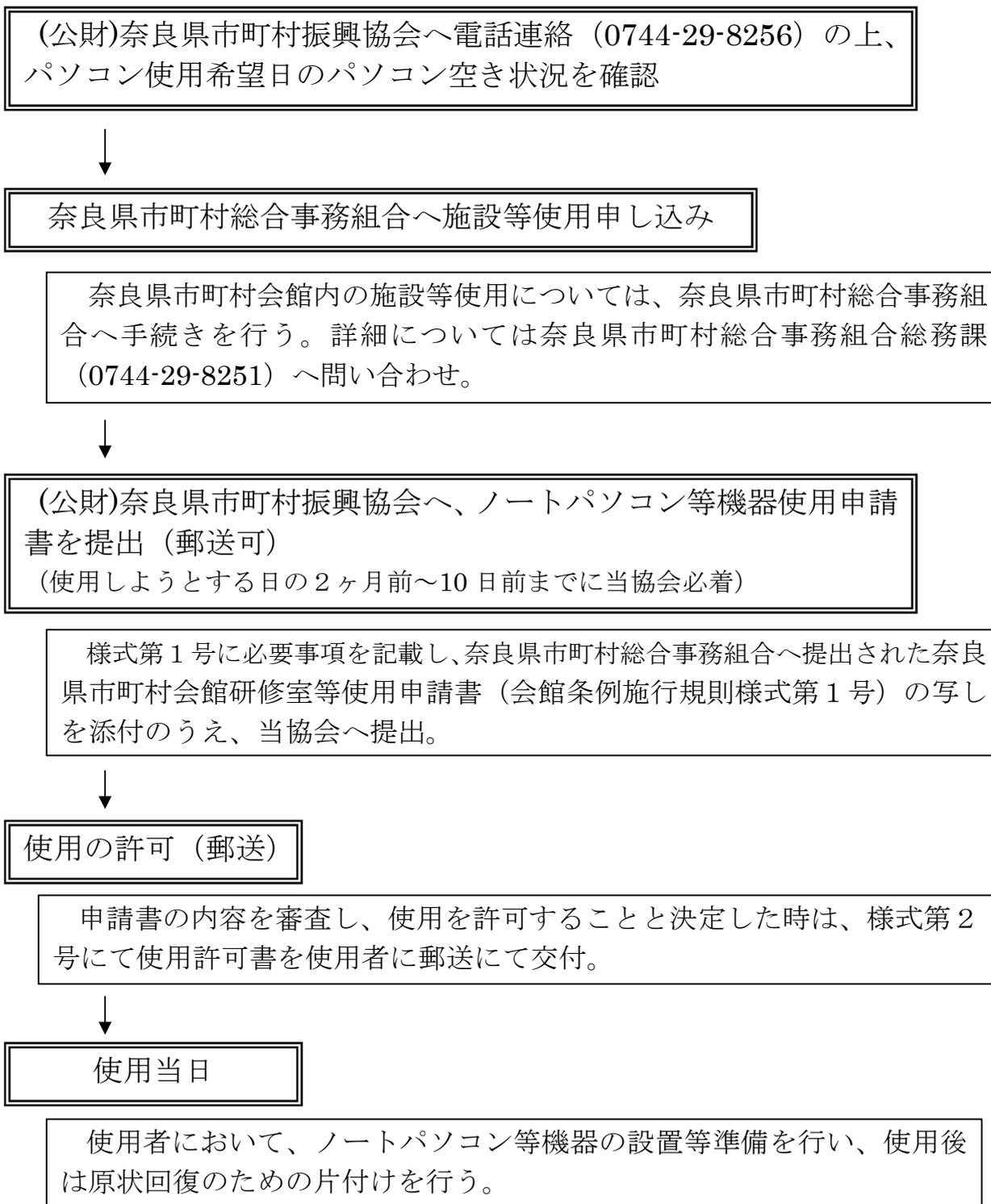
#### <遵守事項>

- (1) パソコン等機器を乱雑に使用しないこと
- (2) パソコン等機器を改造しないこと
- (3) 使用期間中に作成したデータは必ず削除すること
- (4) 著作権に反する音楽、映像等のダウンロードを行わないこと
- (5) インストール済みソフトウェアをアンインストールしないこと
- (6) コンピュータウイルスに感染する恐れのあるウェブサイトの閲覧は行わないようにすること
- (7) 万一、ウイルスに感染した場合は、ウイルス感染の報告を速やかに報告すること
- (8) 外部記憶媒体の使用については、ウイルス感染対策の為、新品のUSBメモリ、新品のCD-R又は新品のCD-RW以外の媒体は使用しないこと
- (9) その他、パソコン等に障害が発生した場合は、速やかに報告すること

#### <注意事項>

- ・パソコン等機器は、収納キャビネットに収納されているため、使用の際は、使用者において研修室等での準備から片付けまで行っていただきます。
- ・パソコン等機器の損傷・破損に関しては、原状回復のため、使用者側で修繕及び費用弁償をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・パソコンの紛失や盗難、データ漏洩等の事故により発生した損害について、この法人は責任を負いません。
- ・あらかじめダウンロードされていないソフトウェアのインストールは禁止します。

◆ノートパソコン等機器貸出の流れ



○お申込み受付・申請書送付先

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町 302 番 1 奈良県市町村会館 3 階  
公益財団法人奈良県市町村振興協会 事務局  
TEL : 0744-29-8256 / FAX : 0744-29-8260